

社会福祉法施行令

昭和三十三年六月二十七日 政令 第百八十五号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令

令和二年十一月二十六日 政令 第三百三十二号
条項号: 第二条

更新前	更新後
-本則-	
施行日：令和三年三月一日 ～令和二年十一月二十六日政令第三百三十二号～	
<p>(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替え)</p> <p>第十三条の十二 法第四十五条の二十第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第四項第三号及び第百十六条第一項の規定を準用する場合には、同号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>(平二八政三四九・追加)</p>	<p>(役員等又は評議員の損害賠償責任等に関する読替え)</p> <p>第十三条の十二 法第四十五条の二十二の二において役員等又は評議員の損害賠償責任等について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第四項第三号、第百十六条第一項、第百十八条の二第二項第二号及び第五項並びに第百十八条の三第二項の規定を準用する場合には、同法第百十五条第四項第三号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同法第百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と、同法第百十八条の二第二項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の二十第一項」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において準用する第九十二条第二項、同法第四十五条の二十第三項及び同法第四十五条の二十二の二において準用する第百十六条第一項」と、同法第百十八条の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において準用する第九十二条第二項及び同法第四十五条の二十第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>(平二八政三四九・追加、令二政三三二・一部改正)</p>
-改正附則-	
施行日：令和三年三月一日 ～令和二年十一月二十六日政令第三百三十二号～	
★新設★	附 則(令和二・一一・二六政三三二) この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。